

第 61 号議案

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。